

T.R.マルサス (T.R. Malthus, 1766~1834)

D.リカード (D.Ricardo, 1772~1823)



リカード



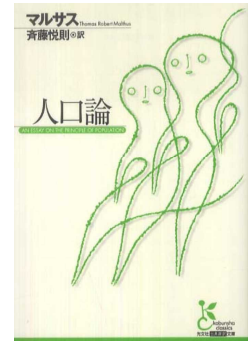
マルサス

T.R.マルサス『人口論』1798年

T.R.Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, 1798

D.リカード『経済学および課税の原理』1817

D.Ricardo, *Principles of Political Economy and Taxation*, 1817



T.R.マルサス『経済学原理』1820年

T.R.Malthus, *Principles of Political Economy*, 1820

(1) 救貧税の増大

1776年 150万ポンド

1802年 425万ポンド (1803~1815年 ナポレオン戦争, 大陸封鎖, 穀物価格上昇)

1832年 700万ポンド ← 国民所得の約2%

2009年度の日本

社会福祉費 3.8兆 + 生活保護 3.0兆 = 6.8兆 6.8兆 / 国民所得 339兆 = 2.0%

(2) 人口と食料 (マルサス)

「人口は、制限されなければ、等比数列的に増大する (25年ごとに倍加する) のに対して、生存手段 (生活資料) は、等差級数的にしか増大しない (25年ごとに現在の生産量に等しい量だけ増大する)」(マルサス『人口論』永井訳, 23,26-9頁)

(3) 人口の抑制の必要 (マルサス)

「子供を扶養する手段なしに結婚することほど一般的幸福を直接減少させる傾向のある行為は、ほとんどないであろう。」(マルサス『人口論』第4編4章)

「貧民自身の知識と深慮こそが、彼らの境遇を一般的に改善しうる唯一絶対の手段であることは明らかだ。彼らは自分自身の運命の決定者である。そして他人ができることは、彼らが自分で出来ることに比べれば、チリのようなものである。」(マルサス『経済学原理』5章, 2節)

(4) 救貧法は過剰人口を生む (マルサス)

「イングランドの救貧法は、2つの経路で貧民の状態を押し下げる傾向にある。第一に、人口を支える食料を増加させることなく人口を増加させる。貧民は、独立して家族を扶養することができる見通しを、ほとんどあるいままったく持たないで結婚できるかもしれない。したがって、救貧法は、それが扶養する貧民をある程度まで自ら作り出すと言ってよいであろう。・・・第二に、あまり価値がありそうに思われない社会の一部分(＝勤労意欲を欠いた貧民)によって、ワークハウス内で消費される食料は、より勤勉でより価値ある成員の分け前をそれだけ減らし、その結果、独立できない人を増やすことになる。」(マルサス『人口論』訳 61-2 頁)

「俗に言えば、貧しい労働者はその日暮らしのように思われる。彼らの現在の困窮が注意を占めてしまい、ほとんど未来については考えない。彼らは、貯蓄するチャンスがあっても、ほとんど貯蓄せず、余裕のある部分はすべて居酒屋に行ってしまう。だからイングランドの救貧法は、一般民衆の貯蓄の力と意志を減らすし、したがって、節制と勤労、したがって幸福への最も強い要因の一つを弱める、と言ってよいであろう。」(マルサス『人口論』63 頁)

(5) 賃金決定と市場原理 (リカード)

「他のすべての契約と同様に、賃金は市場の公正かつ自由な競争にまかせられるべきであり、けっして立法府の干渉によって統制されるべきではない。

救貧法の明らかな傾向は、これらの瞭然たる原理に正反対である。それは、立法府が情深くも意図したように、貧民の境遇を改善することにならないで、貧民と富裕者の両方の境遇を悪化することになる。これらは、貧民を富ませるのでなく、富裕者を貧しくするよう仕組まれている。そして現行法が実施されている間は、貧民扶助基金が累増し、ついにこの国のすべての純収入を、あるいは国家の必須部分を満たした後に残されるべき部分を、ぜんぶ吸収してしまうようになることはまさに事物の自然の順序である。」(リカード『経済学原理』p.106, 訳 150 頁)

「われわれは、他のすべての租税を合計しても、救貧税というただ一つの租税にくらべれば、なお軽微である、と予期するほどであろう。」(リカード『経済学原理』p.108, 訳 126 頁)

(6) 慎重と深慮 (リカード)

「救貧法の適用範囲を漸次に縮小することにより、貧民に、その生活維持にあたり組織的または臨時的な慈善を当てにすべきではなく、彼等自身の努力をあてにすべきであること、および慎重と深慮 *prudence and forethought* とは必要で有利な徳性であることを教えて、独立という価値を銘記させることで、より健全で健康になっていくだろう」(リカード『経済学原理』p.107, 151-152 頁)

(7) 自由主義的地方財政の原則 (リカード)

「各教区は、自区の貧民扶助のために個々別々の基金を徴収している。それゆえ、救貧税を低くしておくことが、全王国の貧民救済のために単一の一般的基金が徴収されるような場合よりも、より有利で、より実行しやすい目標になる。一教区は、節約の全部が自区の利益になる場合には、他の何百もの教区がそれに共にあずかるような場合よりも、この救貧税の経済的な徴収と、救済の切り詰めた分配とに、はるかに多くの利害関係を持つのである。」(リカード『経済学原理』152 頁)